

第1日目(11月20日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成20年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお上村一郎君より通院のため欠席、天地人推進事務局長から公務出張のため欠席、会計管理者より葬儀のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号17番・種村充夫君及び議席番号18番・岩野 松君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については去る11月14日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は本日11月20日の1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日11月20日の1日間と決定いたしました。

議長 ここで市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 おはようございます。貴重な時間を拝借して申しわけございませんけれども、今回市長選挙により再任をいただきましたので、議会の皆様にそれぞれ心より御礼を申し上げますとともに、また今後4年間よろしくお願い申し上げたいと思っております。

今回の選挙につきましては、合併後初の民意の確認の結果でありまして、投票率63.3パーセントこれは一般的な首長選にいたしますと非常に低い部分でありますけれどもそれはさておきまして、私への支持票が59パーセント強、批判票が41パーセントこういうことでございます。

支持の声は今後4年間の私の市政運営の大きな励みになるところでありますし、41パーセントの批判票につきましてはこれはやはり真摯に受け止めて、その内容をきちんと分析をし、今分析中ではありますけれども、反省材料としていかなければならないというふうに受け止めているところであります。

選挙結果の総括とこれに対する所感は、12月定例議会の冒頭で申し上げさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。ただ、大枠2点について申し上げますと、無風と言われていたことが一転選挙戦ということになりましたが、冒頭申し上げましたように合併後初の民意が確認できた。これは大きな収穫でもありますし、また私にとりまして大きな意義のあるものだと思っております。しかしながら選挙ということに名を借り

での、これは選挙であれば何でもやっていいかと、倫理観を問われる部分も私はあったというふうに感じております。

2点目は議員各位がこの選挙においてそれぞれ自分の信念に基づいて行動していただいたわけでありませけれども、選挙期間中における行動、言動そしてインターネットへのブログの書き込み、これらにつきましては個々の議員の皆様方の意思を十分に私は確認をさせていただきました。これを今後の議会対策、あるいは市政運営にきちんと生かしていかなければならない。融和と公共の福祉は当然いちばんの念頭に置きますけれども、今後はそれぞれ毅然とした対応もさせていただかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、詳細は12月定例議会に申し上げさせていただきますが、お願いたしますことは、議員各位からも、できましたら一般質問を通じて私の考え方を正していただきたいと思うところであります。

しかし、これはこれといたしまして当選をさせていただきましたので、今後4年間皆さん方からまたご指導ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

なお、この一連の中で非常に危機に陥っておりました城内病院についてであります。選挙期間中も含めて大和病院長の宮永先生を始め、大和病院の幹部の先生方とも話し合いをさせていただきましたが、方向といたしましてはこれはもう病院としての運営はほぼ不可能と。よって有床の診療所化という方向を目指そうということで、ほぼ意志は確認をいたしました。

今後、病院の運営委員会そして議会を通じながら、なるべく早くこの方向を定着させて地域の皆さん方の不安を1日も早く取り除くと。こういう方向に進んでいきたいと思っておりますので、またそれぞれご意見を賜ればと思うところであります。以上を申し上げまして選挙後の初の議会でございますので、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また市長の提案理由説明についてはこれを省略し、担当部長等による説明といたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、市長の提案理由説明についてはこれを省略し、担当部長等による説明といたします。

議 長 日程第4、第104号議案 新潟県と南魚沼市との新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 おはようございます。聞いていれば規約の変更をどうのこうのということなのですが、単純明快に聞けば規約の変更をするのを忘れていたということで認識していいのでしょうか。県とのやり取りの中で、確か3月議会でも定時制高校の物のやりとりの中で、照明設備についてちょっとあるのかないかわからないような話もありました。今回また条例改正はあれだったですけど、規約に関してついうっかりというふうなことで変えるのを忘れていたということなのか。それとも後からでないと思えられなかったのかという点について。

もし、忘れたというのであれば、3月議会に引き続いてまたそちらの方のものですし、ちょっと身が入っていないのではないかなというふうに思うのですが。その点の答えをはっきりとお聞かせいただきたいと思います。

教育次長 規約の改正につきましては、本来ですと6月議会と一緒に提案するのがベストであったというふうに思っております。ただ、私どもにつきましては、委託規約につきまして今回名称の変更という内容であったわけでありまして。法によりますと事務の変更あるいは廃止というふうな内容のときには、議決が必要というふうなことになっております。事務の内容的には変わりが無いわけですけども、名称の変更といったことでありまして、それについて議決が必要ということまで考えが及ばなかったといったことです。私ども、今現在反省しているところでありまして、本来ですと6月議会の方と一緒に提案すべきであったなというふうなことであります。提案が遅れましたことに対してまことに申し訳なく思っております。

牧野 晶君 それであれば他の議案説明のときに、他の議案説明でちょっとこれは本当はいついつ出す予定だったのですけれど忘れていまして、というふうな説明が過去にあったと思うのですね。この1年以内に確か私はあったという記憶があるのですけれど。ものについては。そういう説明でしっかりと陳謝をしてから提出していくのが筋ではないのかなと、私は思いがあるのですが。

また、それと決算議会の中でも、物が例えば施設だとか物品についてあったりなかったりするものがあって、えらい大目玉を市長の方が職員にくらわしたというふうな話があって、その中でこれが出てきたのかもしれないですけど。しっかりといわゆるひとつの企業モラルとかまたそういう点につながっていく点もあるわけですよ。

こういう点はやはりここをいじったらここ 人間というのはうっかりミスがあるものですが、役場では本来であればあってはいけないという点があるわけですから。その点について再発防止というかこういう点、どういうふうな中になっているのか。もう本当にその担当部署だけにお任せをしているのか。他のところは全然管理をしないのかという点について大変疑問があるのですが、その点について1点ご答弁お願いします。

市長 この報告を受けましていろいろ内容を聞いたわけでありまして、規約の変更というのは、私どもは条例変更まで伴わないというのが一般的であります。しかし、これが県との契約といいますかその関係の中で、県の方はその規約変更をするとそれは市の方で

条例変更まで伴うというようなそういう方向になった。そういうことでしたね。ですので、失念ではなくて県の規約とこの条例との整合性がちょっととれなかったということであります。遅れたといえますか、そういうことに気が付かなかったという点はお詫び申し上げなければならぬわけですが、非常に本当に特殊な状況だということもまたひとつご理解いただきたいと思っております。

再発防止は今、議員がおっしゃったように3月の定例議会等も含めていろいろございましたので、職員の方には強く注意を促して、今後そういうことがあれば担当部課長が減俸も覚悟してくれというぐらいの話はしていたのですけれども、とりあえずそんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

岩野 松君 直感でちょっとあれなのですけれども、事務の委託を石打丸山シャンツェにするということなのですけれども、ジャンプ台をそういう名称に改めるといっただけなのか。石打丸山シャンツェの内容的なのはどういうことなのか。ちょっとお聞かせください。

教育次長 今回の一部改正につきましては、名称を石打丸山シャンツェに変更すると。その内容だけでありまして、そのほかの内容については一切変更はありません。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第104号議案、新潟県と南魚沼市との新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託規約の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第104号議案、新潟県と南魚沼市との新潟県塩沢ジャンプ台の管理及び運営に関する事務の委託規約の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、第105号議案、工事請負変更契約の締結について(大和クリーンセンター水処理施設増設(土木建築)工事)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

下水道課長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

樋口和人君 この施工業者の方については、変わってこの変更ということでもいいとは思いますが、当然この前段で設計をする段階で私はたぶん地質調査だってしてあるはずだと

思うのです。それで今見させていただいても支持地盤までの深さまででているわけですから、当然そういったボーリング調査もしていると思うのです。工事の方はこれではと思うのですが、その辺のいわゆるコンサルなのか設計屋さんということなのかですが、そちらの方に対してのどういう方向をとっていくのか。あるいはここで変更になるためにまた設計をやり直していると思うのですね、いろいろな計算やらなにやら。その辺についてはどうなっているかちょっとお聞かせをお願いします。

下水道課長　ただ今の事前調査の関係ですけれども、当然ながら事前調査については今おっしゃられたとおりボーリング調査を行っております。まず既設の今使っております処理場につきましては、昭和63年度に調査をいたしまして、平成元年の3月に報告書が提出されております。これにつきましては6カ所のボーリング調査をしております。

さらに今回の水処理施設増設のために、3カ所新しく昨年度ボーリング調査をしております。それによって計画をされて設計されてきているわけでございますけれども、ボーリング調査自体は皆さんもご存知のとおり径が66ミリという非常に小さい径でございます。その中のために今回の状況については現実的には把握できなかったというのが状況でございます。

なお、この設計変更につきましてどうなるかということですが、今の段階ではこれを含めて管理委託を行っておりますので、その中でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

樋口和人君　ということだそうですが、設計変更については前回といいますか4,200万円でしょうか、19年度の決算で出ていますが、こちらの中でやるということでしょうか。やはりこれだけの大規模な工事をするにあたって、やってみたら地盤があれて工法がこれではできなかったというのは、やはりそのコンサルに対してかなりきちんとしたものの言い方をしていくべきだと私は思っています。今後やはりコンサルなり設計屋さんを頼むときには、こういったこともきちんとした中でぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

議　　長　　答弁はいいですか。

関　昭夫君　1点お願いしたいのですが、説明を聞いていますと完全に2カ月間工事がストップしているということだと思います。2カ月止まったことによって完成期限に影響があるのかどうなのか。その話がありませんでしたし、それからこの変更契約の分で、その基礎杭が変わった分だけの金額なのか。業者がいろいろなことをやってきたことの手戻りになっていた部分も計上されているのか。その辺の内容をちょっとお聞かせください。

下水道課長　失礼しました。完成期限についてでございますけれども、一応この今回の工事につきましては2カ年ということで来年度末まであります。その中において現工事は完成というかたちの中でできるというふうに検討されております。

そして来年度また3月議会をお願いをする話になるとは思いますが、電気と機械という工事ができます。その辺の絡みについて発注の段階でどこまでというあたりは精査していきたいと。今回のこの工事については契約期限内にはできるというふうに考えておりま

す。

それから工事費につきましてですけれども、当然この杭を見ていただければわかるとおり本数が変わる、また中身が変わるということによって配置の位置、それから鉄筋。それからここにちょっと字が小さいですけれども書いてありますとおり、600の杭ですと片側75センチ、75センチで1メートル50のフーチングが必要というかたちになりますけれども、今回800に変わったことによって片側1メートルの2メートルのフーチングは基礎部分に必要なとなると。それで当然配筋も変わってくるというものがございます。

それから細部の話になりますけれども、PHCのコンクリート杭については貫入試験をボーリング時点で行っておりますので、それで設計上オッケーというかたちになりますが、今度は鋼管杭になりますとビットをつけて掘っていくわけです。最終的に工法的な内容からして衝撃載荷試験というかたちもあわせてやらなければならないというかたちがございます。

そういうかたちの中で総合トータル 基本的には基礎ですけれども総合トータル的な変更になっております。それから2カ月以上、正確に言うと72日ここでもって工事が中断しております。これにつきましては県を含めた基準が設けられております。その算定式によってその間の仮設トイレいろいろなものを含めた費用負担は変更の中に盛り込んでおります。以上です。

関 昭夫君 工法が変わって工法に伴う云々ではなくて、前の段階でやった部分でむだがどのくらい出て、その部分はこの中に金額として入っているのか。むだな部分は何もなかったというのであればそれはそれでいいのですけれども、そこをお知らせください。

下水道課長 むだな部分と言われると確かにむだな部分になりますけれども、若干入っております。それにつきましては当然ながらこの当初PHC杭で施工という予定でございましたので、今回のスパイラルオーガーにより掘削を行っております。当然それは機械を持ってきて施工しているわけでございます。今回の試験掘削までにつきましての部分のものについての設計はこの中に入っております。以上です。

笛木信治君 素朴な疑問について2～3お聞きします。ボーリング調査をやったということですが、ボーリング調査を設計前にやるわけですからやって、ようするにプレボーリング工法で基礎固めはいいのだという設計をしたわけですが、それができなかったと。実際施工してみるとやれなかったという説明ですが。そうするとボーリング調査を受けて設計という段階でちょっと問題があるわけですね。施工できない工法を設計したことになりますから。そこをひとつお聞かせ願いたい。

それからできないので鋼管中掘り工法に改めるということですが、8,000万円の費用については、工事中止その他で業者がいろいろ出費などが嵩む部分が含まれているというお話がありました。要するにプレボーリング工法の根固めで強度が得られるわけですから、本当は鋼管中掘り工法をやらなくても、強度はそれまでのことをやらなくても得られるわけですが、その他にはこういうやり方はなかったのか。このプレボーリングの次とすればもう鋼管中掘り工法しかないのかどうか。そこをひとつお聞かせ願いたい。

それからもう1点は、その8,000万円という変更の中身です。これはいわゆる管理者側で中掘り工法にすればそれだけの経費がかかると。それから今までいろいろ業者が被った被害も含めてという積算で出しているわけですけれども、8,000万円という額はかなりの額になりますので。通常の入札契約ならこれをさらに業者がどのくらいでできますという判断もあるのだけれども、この場合はないですよ。これは条例法律によってそういうことが可能だということですから、私はそれはあれこれは言いませんが。

それにしてもそういう点での価格の調整、例えば私はこの鋼管中掘りという特殊な業者が入っていると思いますが、この業者が別にそっくり額でやるものではないと思うのです。それはまた業者間の下請けいろいろあるでしょうけれども、そういう点でいえば管理者側から業者の方へ、設計ではこうなるけれどもこの程度まで下げていいのではないかと何か何とかという、そういう話はあったかどうかひとつお聞きしたい。

下水道課長　　まず第1点目のボーリング調査についての質問でございますが、先ほども申しましたとおり私ども発注者としても、こういうふうに大きな工法が変更するということは残念なことではあります。通常、工法を決定するにあたりましてはボーリング調査、先ほど言いました66ミリのボーリング調査によって行っております。その段階で基本的には最低工法を選んでいくというのが通常でございます。そうした中で使っております大和のクリーンセンター現施設についてはPHCでもできたというかたちでございます。

そういう中で私どもは作業を始めるにあたっては通常のかたちの流れというかたちの中で考えておりますので、今回不幸にして施工ができないという結果にはなりましたが、この流れについては妥当であるというふうに考えております。

それから工法変更についての中身を、他の工法を検討したかということでございますけれども、当然検討しております。工法につきましては今現在設計を行っておりますPHCから中掘り工法の鋼管方法というかたちでございますけれども、変更1案、2案ということの中で、中掘り工法と穿孔掘削のうちPHCというかたちの先端中吊固め工法というかたちの中で検討しております。

この工法につきましては今のような鋼管で掘って、オーガーで掘ってそして1回中に砂を詰めると。砂を詰めてその鋼管を引き抜いてさらにもう1回オーガーで掘ってPHCを入れるという工法でございます。オーガーでさらに掘った段階でまた崩れるというようであれば、その砂部分を薬注があるという工法でございますが、比較検討の中でも直工段階でもう65パーセントも鋼管よりも高いというこのかたちがございまして、私どもの方とすれば最終工期に間に合うのであれば、安い方の鋼管工法を採用していくという判断をしたものでございます。

もう1点・・・失礼しました。変更後の業者との調整ということでございますけれども、変更につきましては請負業者から見積もりをとって変更しているということではございません。これは我々、設計管理委託をしているわけでございますけれども、専門にできる業者から見積もりをとり、その最低金額をもってもらおうということで、このかたちでもって請負者

と協議をしている。それで今回にいたっているということでございます。よろしく願います。

笛木信治君　そうすると当初の試験掘りとその設計。必ずしも試験掘りによって設計したことがきちんと合致するとは限らないわけで、それは試験掘りによる設計が合わなかったという例はいくつもありますよね。かつて塩沢でも試験掘りでは何ら問題はなかったが、掘ってみたら直径が3メートルもあるような転石が出てきたので、というような変更もあったというようなこともあります。

私はその点ではそういうこともありうるとしても、当初の要するに基礎設計が施工できないと。全くできないというのは、何か障害物が出てできなかったということではないのですよね。何か地盤が要するに軟らかすぎてといいますか泥状といいますか、そういうことから要するにプレボーリング工法ができないということであるわけですから。そうするとそれはもう本当は試験掘りの段階で、その程度のことは予測できなければならなかったと私は思うのです。そこがひとつは今の説明で、もうひとつなら問題がなかったというふうなお話がありましたが、ちょっと納得もいきかねるのですが、それで鋼管中掘り工法に改めたと。そのほかの方法としてはなかったもので、それが結論ということで鋼管中掘り工法にしたわけですが。

強度といえばこの水槽の基礎固めとして、これほどのことをやらなくても本当は強度を得られるというふうに私は思うのです。この上に10階も20階ものビルディングが建つというのであれば違うけれども、これは水槽ですから。そういう点ではどうなのでしょう。やはりこの程度の基礎固めをやらなければ水槽は作れないものなのか。そこをもうひとつもう1点。

価格の8,000万円についての調整は、業者と管理者側との調整というのはやりにくいと思うのですけれども、今回さらにそれをやってくれとか何とかということではないのだが、やはりただただ積算単価によって積算したものをこうなりますからこれでひとつお願いしますというふうに、その業者にやるということについてはやはり私は抵抗があるのです。

例えば1例を挙げまして労務単価でいったってあれでしょう。普通、建設労働者の労務単価は、設計では新潟県は1万2,500円に設計していますから。実際には現場で普通労働者はそんなにもらっていませんよ。6,500円から7,000円くらいですから。そうしますとそういう実態があるわけですから、設計は設計としての、そのもう少しというような話は当然あって私はいいと思うのです。今この事案についてどうこうというのではないのですけれども、そういう姿勢があていいと思うので、そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。以上です。

下水道課長　ただ今の水槽については、もう少し基礎等これだけの施設は必要ないのではないかという質問でございますけれども、今現在この処理施設につきましても当然ながら耐震構造というかたちの中でもう基準が決められております。だいたい平成8年度施工ぐらまでは前基準でありましたけれども、平成8年以降施工のものについては新基準というか

たちの中で、前の施設については国が450で施工しております。それが今回についてはPCH同じかたちでも600の当初づけということでそれだけ基準が上がってきております。

そういう中でそういう計算のもとに出された数値でございますので、これが不必要ということは私ども補助事業できちんと、作業をやる中にはできないというふうに考えております。

それから業者との委託費の契約額変更の問題でございますけれども、当然ながら私どもは先ほども申しましたとおり補助事業をやっておりますと、変更につきましては請負率というかたちの中を当然ながら差し引いた中をもって、設計は設計としても変更金額は出てきます。

そういう中で対処します要素がございますので、単独事業は小さいので、業者と見積もり合わせというかたちで何社かから見積もりをとって、もっと安くできないかというのとはちょっと違います。こういう補助をやっている中での設計変更の中で、業者のいった値段というかたちで安くするという設計変更の仕方は、一般的には考えられないというふうに私は考えております。以上です。

岩野 松君 この増設工事のまた設計変更というものに、どうも私はちょっと納得しかねるところがあるのですけれども。今の説明を聞きますと、平成8年度に新建築基準法ができてそれに基づくという言い方をされましたが、この6月に出した設計のときも平成8年は過ぎております。するのに、この前作った基準のかたちでPCHでもって試験掘りをしたという説明に私は理解したのです。けれども、なんでそのときに新しい建築法でしたらどうなるかという、最初のときにそういう判断ができなかったかどうかということは、ちょっと私には今理解できていないのですけれども、どうでしょうか。

下水道課長 私の説明がちょっと下手だったために誤解を与えたようですので、再度お話ししたいと思いますけれども。今回の当初の契約、今回の変更契約、これ両方につきましても新しい耐震基準に基づいて設計を行っておりますので、これについて耐震が変わったので変更が変わったということではございません。

先ほど申しましたのは、今現在使っている大和クリーンセンター二池、建物がございます。これについては昭和63年から計画が始まりまして、平成何年でしたか早くできております。そういうかたちでそのものについては旧基準で行われてきたと。そのために旧基準で行われてきた基礎杭についてはPCHのパイ450で施工を現在はされているということでございます。よろしくお願いいたします。

岩野 松君 そうすると杭の太さが、今回は試験掘りをするときも太くしたというのですけれども、これでもあわなかったというのが今回のだというふうにわかりました。わかりましたが、その最初の試験掘り、今回6月議会に出すときの試験掘りにはそういう工法の違うやり方の2箇所を掘削するとかそういうことの懸念はしたのかどうか。そして最初からこれをしていた場合は、全体的な入札というかたちになったと思うのですけれども、そういう違いはどういうふうにあるのかお聞かせください。

下水道課長 当初これを3月議会にて予算付けをして、6月契約を承認していただいた

ところでございますけれども、再度になりますけれども当初ボーリング調査をして一番安い工法、経済的工法、操業工期いろいろなものを総合的に判断した中で、現在の当初工法が設計されたということでございます。

それが今回、その工法により試験掘りをしてその作業をやって、全部予定どおり終わらせていこうという作業を進めている中で、今現在の工法ではできないという判断をされて、設計変更を余儀なくされたという経過でございます。当初から鋼管工法を使っていればそういうことはなかった、それ以上の工法を使っていればそういうことがなかったということは当然言われますけれども、我々としてもいくらかでも安く、なおかつできるという工法を選択してもらった中でやっていくということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 長 討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 長 採決いたします。第105議案、工事請負変更契約の締結について(大和クリーンセンター水処理施設増設(土木建築)工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

議長 長 平成20年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前10時21分)